

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第6号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第Ⅰ類機関の項中「、新潟駅周辺整備事務所」を削り、同表第Ⅱ類機関の項中「新潟市美術館」の次に「、明生園」を、「GISセンター」の次に「、新潟駅周辺整備事務所」を加え、同表第Ⅲ類機関の項中「、明生園」を削り、同表課等の長の項中「、東京事務所の副所長」を削る。

別表のうち第1の表の（2）の表中19の項を20の項とし、8の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次の1項を加える。

<p>8 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）第29条第1項に規定する第1号部分休業及び同条例第29条の2に規定する第2号部分休業（以下「職員の育児に係る部分休業」という。）の承認をすること</p>	<p>部長等、課等の長、部に属する機関の長、部付職員</p>	<p>機関の職員</p>	<p>課等に属する機関の長、課等の職員</p>	<p>機関の職員</p>	<p>機関の職員</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	--------------	-------------------------	--------------	--------------

(別に定めのある ものに限る。)							
---------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表のうち第1の表の(3)の表2の項第2号イ(イ)及び同項第4号ア(ア) b中「20万円」を「50万円」に、同号イ(イ) b、エ(ウ) b、カ(イ) b及びキ(イ) b並びに同項第9号イ中「30万円」を「50万円」に、同項第11号イ(イ)及び同項第13号ア(イ)中「20万円」を「50万円」に改め、別表のうち第2の表の(15)の表の人事課の表1の項第4号中「承認をすること」の次に「(職員の育児に係る部分休業の承認については、別に定めのあるものを除く。)」を加え、別表のうち第2の表の(20)の表の明生園の表を次のように改める。

項目	副市長	部長	園長
1 利用者又は日中一時支援事業の利用者との契約に関する事務を処理すること。			○
2 利用者の支援計画を決定し、及びこれを実施すること。			○
3 介護給付費及び日中一時支援事業費に関する事務を処理すること。			○
4 明生園の休園日を臨時に変更すること。			○
5 その他明生園の管理運営に関する事務を処理すること。			○

別表のうち第2の表の(20)の表のめいせいデイサポートセンターの表中「課長」を「園長」に改め、別表のうち第2の表の(29)の表の健康福祉課の表1の項第5号を削り、同表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から21の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。